

信州大学人文学部後援会 会則

(名 称)

第1条 本会は、信州大学人文学部後援会といい、事務所を松本市内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、信州大学人文学部及び大学院人文科学研究科（以下「学部」という。）の教育・研究及び学生生活の向上に関して後援することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.学部の教育・研究活動並びに学部運営の援助。
- 2.学生の修学支援。
- 3.学生の福利厚生増進及び課外活動の援助。
- 4.就職活動に関する事業。
- 5.その他必要な事業。

(組 織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1.正 会 員 学部の学生の保護者
(学生が社会人及び外国人留学生の場合は、本人を含む。)
- 2.特別会員 学部の教員及び本会の趣旨に賛同する学部の職員。
- 3.賛助会員 本会の趣旨に賛同する者。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は総会の翌年の4月1日から3月31日までとする。ただし、重任は妨げない。

- 会 長 1名
副 会 長 1名
理 事 若干名
参 与 若干名
会計監査 2名

第6条 会長、副会長、理事、および会計監査は総会で選出する。

- 2.参与の選出については、学部長の指名選出とする。

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

- 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
理事は、理事会を構成し、本会の事業運営について審議する。
参与は、学部を代表し、学部との連絡・調整にあたる。
会計監査は、会計を監査する。

(役員会・総会)

第8条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 総会は、毎年1回開き、次の事項を審議する。

- ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
- 1.予算及び決算について

2. 役員を選出について
3. 会則の変更について
4. その他重要事項について

第10条 会長は、総会を招集してその議長となる。

第11条 総会の議事は、出席者の2分の1以上の賛成で決する。

(運営経費)

第12条 本会の運営経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費及び運営方法)

第13条 正会員の会費は次のとおりとし、学生の入学当初に納入するものとする。

- 一 学部学生の保護者は20,000円とする。
ただし、編入学及び転入学生の保護者は5,000円とする。
- 二 大学院生の保護者は10,000円とする。
ただし、本学部卒業生の場合は5,000円とする。
- 2 特別会員の会費は、年額3,000円とし、年度当初に納入するものとする。
- 3 賛助会員の会費は、一口10,000円とし、年度当初に納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務責任者の委嘱)

第15条 本会の庶務・会計を処理するために、会長は事務責任者及び事務担当者を委嘱する。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要なことは理事会が定める。

附 則

1. この会則は、平成3年3月3日から施行する。(設立)
2. この会則は、平成4年5月30日から施行する。(一部改正)
3. この会則は、平成16年7月24日から施行する。(一部改正)
4. この会則は、平成18年4月1日から施行し 第13条第1項一は、平成18年度新入学から適用する。(一部改正)
5. この会則は、平成29年7月22日から施行し 第5条は、平成30年度役員から適用する(一部改正)